

京都府公安委員会告示第100号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同法第75条の2第3項において準用する同法第75条第4項及び同法第75条第7項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年6月23日

京都府公安委員会



- 1 聴聞の期日 令和7年7月8日 午前9時30分開始
- 2 聴聞の場所 京都市上京区下長者町通新町西入
藪之内町85番地3
京都府警察本部 聴聞会場